

調査票新旧対照表

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| <p>(学校基本情報) (新設)</p> | |
| <p>(P 1) 調査 I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況 (削除)</p> | <p>(P 1) 調査 I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況 都道府県(2ケタ) + 学校調査番号(4ケタ), 都道府県名, 設置区分, 学校名, 国立大学 法人名, 記入者名, 所属課名, 電話番号, e-mail (以降, 「学校基本情報」という)</p> |
| <p>(P 2) 1. 暴力行為の発生学校数等 (削除) (削除)</p> <p>(注1) ~ (注3) (略)</p> | <p>(P 2) 1. 暴力行為の発生学校数等 <u>(注1) 「学校総数」の欄は, 「平成29年度学校基本調査」と同一になるように記入すること。(義務教育学校にあっては小学校及び中学校にそれぞれ「1」を計上すること。中等教育学校にあっては中学校及び高等学校にそれぞれ「1」を計上すること。)</u> <u>(注2) 「発生学校数」の欄は, 学校の管理下・学校の管理下以外の区分ごとに「発生件数」の欄に1件以上の暴力行為を計上した学校において「1」を記入する。</u> <u>(注3) ~ (注5) (略)</u></p> |
| <p>2. 対教師暴力の状況 (削除)</p> <p>(注1) (略)</p> | <p>2. 対教師暴力の状況 <u>(注1) 複数の学校の児童生徒に係る暴力行為の「発生学校数」「発生件数」については, 「1件」が複数校にまたがって発生したものととして扱うこと。(例) 3校の生徒にまたがる事件については, 発生件数1件, 発生学校数3校と数える (以下同じ)</u> <u>(注2) (略)</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(P4)</p> <p>5. 器物損壊の状況 (注1)～(注2)(略) <u>(注3)「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみを記入すること。</u></p> <p>6. 学年別・男女別加害児童生徒数 <u>(注1) 延べ人数を記載すること。</u></p> <p><u>(注2) 合計欄の(15)計の加害児童生徒数は、「2. 対教師暴力の状況」～「5. 器物損壊の状況」の加害児童生徒数の合計と一致すること。</u></p> <p><u>(注3) 実人数を記載している「1. 暴力行為の発生学校数等」の「(4) 加害児童生徒数」の合計とは一致しない場合もあるが、少なくなることはない。</u></p> <p><u>(注4)(略)</u></p> | <p>(P4)</p> <p>5. 器物損壊の状況 (注1)～(注2)(略) <u>(新設)</u></p> <p>6. 学年別・男女別加害児童生徒数 (注1) 合計欄の(15)計の加害児童生徒数は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」の加害児童生徒数の合計とそれぞれ一致すること。<u>なお、延べ人数となることから、実人数を記載している「1. 暴力行為の発生学校数等」の「(4) 加害児童生徒数」の合計とは一致しない場合もある。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(注2)(略)</u></p> |
| <p>(P5)</p> <p>7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数 (注1)～(注3)(略) (注4) 「(4) 出席停止」とは、学校教育法第35条、<u>第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。</u></p> <p>(注5)～(注6)(略)</p> | <p>(P5)</p> <p>7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数 (注1)～(注3)(略) (注4) 【公立学校のみ該当】「(4) 出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に<u>基づく措置をいう。</u> 【教育委員会のみ該当】「出席停止」の欄のA、Bの人数は、調査Ⅶの「4. 出席停止の理由別件数」の「小計」のA、Bの人数と同じか、<u>それ以下になる。</u></p> <p>(注5)～(注6)(略)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(P 6)</p> <p>調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等</p> <p>(削除)</p> <p>記入にあたって</p> <p>(1) いじめの定義</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) その他, 本調査の記入に当たっては, 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の記入にあたっての補足事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。</p> <p>1. いじめを認知した学校数, いじめの認知件数</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(注2)～(注4) (略)</p> | <p>(P 6)</p> <p>調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等</p> <p>学校基本情報</p> <p>記入にあたって</p> <p>(1) いじめの定義</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) その他, 本調査の記入に当たっては, 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の手引」<u>2ページの「いじめの状況」</u>に関する説明を十分に参照すること。</p> <p>1. いじめを認知した学校数, いじめの認知件数</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 「(1) 学校総数」の欄は, <u>小・中学校及び特別支援学校においては「平成29年度学校基本調査」と同一になるように記入すること。(義務教育学校にあっては小学校及び中学校にそれぞれ「1」を計上すること。中等教育学校にあっては中学校及び高等学校にそれぞれ「1」を計上すること。高等学校においては, 全日制校, 定時制校, 通信制校, 中等教育学校後期課程は1校, 全定併置校や通信制併設校等は全日制, 定時制, 通信制それぞれ1校として計算し, その合計数を記入すること。なお, 本校と分校もそれぞれ1校として計上すること。</u></p> <p>(注3)～(注5) (略)</p> |
| <p>(P 11)</p> <p>8. いじめの対応状況</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) 「⑧出席停止」とは, 学校教育法第35条, 第49条又は<u>第49条の8</u>に基づく措置をいう。</p> <p>(注7)～(注8) (略)</p> | <p>(P 11)</p> <p>8. いじめの対応状況</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) <u>【公立学校のみ該当】「⑧出席停止」とは, 学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。</u></p> <p><u>【教育委員会のみ該当】「⑧出席停止」の欄のA, Bの人数は, 調査Ⅶの「4. 出席停止の理由別件数」のC, Dの人数と同じになる。</u></p> <p>(注7)～(注8) (略)</p> |

〔変更後〕

〔3〕 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体

| 区 分 | ※「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数（単位：件） | | | | ※「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者（当該学校以外）が調査主体となった件数（単位：件） | | | | ※種 |
|---------|--|-------------------------------------|--|-------------------------------------|---|-------------------------------------|--|-------------------------------------|----|
| | ※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件） | | ※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件） | | ※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件） | | ※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件） | | |
| | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数（単位：件） | |
| 小 学 校 | | | | | | | | | |
| 中 学 校 | | | | | | | | | |
| 高 等 学 校 | | | | | | | | | |
| 特別支援学校 | | | | | | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

（注1）～（注8） （略）

（注9）「調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数」の「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。したがって、この件数には、学校や教育委員会等の職員が構成員となっているものは含まれない。

（注1）～（注8） （略）

（新設）

（P18）

（2）いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数（市町村教育委員会のみ回答）

（4）いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）

（P18）

（2）いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）

（4）いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）

| | |
|--|---|
| <p>【表中】 都道府県教育委員会の附属機関 <u>(いじめ防止対策推進法第14条第3項)</u> 市町村教育委員会の附属機関 <u>(いじめ防止対策推進法第14条第3項)</u></p> | <p>【表中】 都道府県教育委員会の附属機関 市町村教育委員会の附属機関</p> |
| <p>(P19) 12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数 (教育委員会のみ回答) (注1) (略) (注2) 「市町村数」については、市町村教育委員会にあっては、該当する事例のある場合のみ「1」を記入すること。 (注3) (略)</p> | <p>(P19) 12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数 (教育委員会のみ回答) (注1) (略) (注2) 「市町村数」については、市町村教育委員会にあっては、該当する事例のある場合のみ「1」を記入すること。<u>都道府県教育委員会にあっては、該当する事例のある市町村数を記入すること。</u> (注3) (略)</p> |
| <p>(P20) 調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等 (削除) 1. 長期欠席者の状況 (1) 理由別長期欠席者数(人)のその他の項目内、「うち「不登校」の要因を含んでいる者」を削除 (3) (B)における前年度の不登校の有無(人)の枠で「無」及び「計」の部分を削除</p> | <p>(P20) 調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等 学校基本情報 1. 長期欠席者の状況</p> |

〔変更前〕

| 区分 | 学年 | 在籍児童生徒総数 (A) (平成29年5月1日現在) | 長期欠席者(人) | | | | | | | | | | (2) 不登校児童生徒の割合 (%) (B/A×100) | (3) (B)における前年度の不登校の有無(人) | | |
|-----|----|----------------------------------|------------------|-------|-----------------|-----------------|--------------|-----|----|---|---|---------|---------------------------------------|--------------------------|---|---|
| | | | (1) 理由別長期欠席者数(人) | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 病欠 | 経済的理由 | 不登校(B) | | | その他 | 合計 | | | | | | | |
| | | | | | うち、90日以上欠席している者 | うち、出席日数が10日以下の者 | うち、出席日数が0日の者 | | | | | | | | | |
| 小学校 | 1年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | — | — | 0 | |
| | 2年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 | |
| | 3年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 | |
| | 4年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 | |
| | 5年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 | |
| | 6年 | | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | (イ) 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! | 0 | 0 | 0 | |
| 中学校 | 1年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 | |
| | 2年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 | |
| | 3年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | | 0 | |
| | 計 | | 0 | 0 | 0 | (ロ) 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | (ハ) 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! | 0 | 0 | 0 | |

〔変更後〕

| 区分 | 学年 | 在籍児童生徒総数 (A) (平成30年5月1日現在) | 長期欠席者(人) | | | | | | | | | | (2) 不登校児童生徒の割合 (%) (B/A×100) | (3) 不登校(B)児童生徒のうち、不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数(人) |
|-----|----|----------------------------------|------------------|-------|-----------------|-----------------|--------------|-----|----|---|---|---------|---------------------------------------|--|
| | | | (1) 理由別長期欠席者数(人) | | | | | | | | | | | |
| | | | 病欠 | 経済的理由 | 不登校(B) | | | その他 | 合計 | | | | | |
| | | | | | うち、90日以上欠席している者 | うち、出席日数が10日以下の者 | うち、出席日数が0日の者 | | | | | | | |
| 小学校 | 1年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | — | |
| | 2年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | |
| | 3年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | |
| | 4年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | |
| | 5年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | |
| | 6年 | | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | (イ) 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! | 0 | |
| 中学校 | 1年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | |
| | 2年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | |
| | 3年 | | | | | | | | | | 0 | #DIV/0! | | |
| | 計 | | 0 | 0 | 0 | (ロ) 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! | 0 | |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | (ハ) 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! | 0 | |

(P21)

《記入に当たって》

(注1)～(注2)(略)

(削除)

(注3)「(3)不登校(B)児童生徒のうち、不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数」の欄には、前年度から不登校の状態(30日以上)が継続している児童生徒の人数を記入する。中学校1年生については、小学校6年生のときの状況で判断すること。なお、「不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数」は、学年ごとにおいて「前年度(平成29年度調査)の不登校児童生徒数」と同じか下回る。必要に応じて不登校に計上されている当該児童生徒が、前年度においてどの理由で計上されていたのかを確認すること。

2. 不登校児童生徒の在籍学校数

(注1)(略)

(注2)(削除)

(注2)(略)

(P21)

《記入に当たって》

(注1)～(注2)(略)

(注3)「(1)理由別長期欠席者数」の「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」の欄には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が二つ以上ある中の一つに、「不登校」の要因を含む者について記入する。

(注4)「(3)(B)における前年度の不登校の有無」の「有」の欄には、前年度から不登校の状態(30日以上)が継続している児童生徒の人数を、「無」の欄には、前年度に不登校の状態でなかった児童生徒数を記入する。中学校1年生については、小学校6年生のときの状況で判断すること。「計」の人数は、不登校(B)の欄の人数と一致する。なお、「不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数」は、学年ごとにおいて「前年度(平成28年度調査)の不登校児童生徒数」と同じか下回る。必要に応じて不登校に計上されている当該児童生徒が、前年度においてどの理由で計上されていたのかを確認すること。

2. 不登校児童生徒の在籍学校数

(注1)(略)

(注2)「学校総数」は、「平成29年度学校基本調査」と同一になるように記入すること。(義務教育学校にあつては小学校及び中学校にそれぞれ「1」を計上すること。中等教育学校にあつては中学校及び高等学校にそれぞれ「1」を計上すること。)

(注3)(略)

(P24)

5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

「(c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数」の欄を削除

(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数

- ③児童相談所, 福祉事務所
- ④保健所, 精神保健福祉センター
- ⑤病院, 診療所
- ⑦上記以外の機関等の項目で削除

[変更前]

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 学校外 | (1) | ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数 | (a)「指導要録上出席扱い」となった実人数 (b)(a)の措置を採った学校数(実数) (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |
| | | ① 教育支援センター(適応指導教室) | (a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |
| | | ② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く) | (a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |
| | | ③ 児童相談所, 福祉事務所 | (a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |
| | | ④ 保健所, 精神保健福祉センター | (a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |
| | | ⑤ 病院, 診療所 | (a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |
| | | ⑥ 民間団体, 民間施設 | (a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |
| | | ⑦ 上記以外の機関等 | (a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>〔変更後〕</p> | <p>(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数 (b)(a)の措置を採った学校数(実数)</p> |
| <p>学校外</p> | <p>① 教育支援センター(適応指導教室)</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数</p> |
| | <p>② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数</p> |
| | <p>③ 児童相談所, 福祉事務所</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数</p> |
| | <p>④ 保健所, 精神保健福祉センター</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数</p> |
| | <p>⑤ 病院, 診療所</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数</p> |
| | <p>⑥ 民間団体, 民間施設</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数 (c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数</p> |
| | <p>⑦ 上記以外の機関等</p> | <p>(a)「指導要録上出席扱い」となった人数 (b)(a)の措置を採った学校数</p> |
| <p>(P27) 調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等 (削除) 1. 長期欠席者の状況 (削除) (3)「不登校(B)生徒のうち、不登校の状態が前年度から継続している生徒数(人) * 削除内容はP20と同様につき図は略</p> | <p>(P27) 調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等 学校基本情報 1. 長期欠席者の状況 (1)「理由別長期欠席者数(人)の「その他」「うち、「不登校」の要因を含んでいる者」 (3)(B)における前年度の不登校の有無(人)「有」「無」「その他」「計」</p> | |

P 2 8)

《記入に当たって》

(注 1) ~ (注 4) (略)

(削除)

(注 5) 「(3) 不登校 (B) 生徒のうち、不登校の状態が前年度から継続している生徒数」欄には、「不登校」を理由とする長期欠席者のうち、平成 29 年度において「不登校」を理由に長期欠席した者の数を記入する。

なお、「不登校の状態が前年度から継続している生徒数」は、学年ごとにおいて「前年度 (平成 29 年度調査) の不登校生徒数」と同じか下回る。必要に応じて不登校に計上されている当該生徒が、前年度においてどの理由で計上されていたのかを確認すること。

2. 不登校生徒の在籍学校数

(注 1) (略)

(注 2) 単位制高校については、※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として学校数を計上すること。

(注 3) (略)

(P 2 8)

《記入に当たって》

(注 1) ~ (注 4) (略)

(注 5) 「(1) 理由別長期欠席者数」の「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」の欄には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が二つ以上ある中の一つに、「不登校」の要因を含む者について記入する。

(注 6) 「(3) (B) における前年度の不登校の有無」欄には、「不登校」を理由とする長期欠席者のうち、平成 28 年度において「不登校」を理由に長期欠席した者の数を「有」の欄に記入し、「不登校」を理由とした長期欠席をしていない者の数を「無」の欄に記入する。不明の者については、その数を「その他」欄に記入する。なお、「不登校の状態が前年度から継続している生徒数」は、学年ごとにおいて「前年度 (平成 28 年度調査) の不登校生徒数」と同じか下回る。

必要に応じて不登校に計上されている当該生徒が、前年度においてどの理由で計上されていたのかを確認すること。

2. 不登校生徒の在籍学校数

(注 1) (略)

(注 2) 「学校総数」は、高等学校においては、全日制校、定時制校、中等教育学校後期課程は 1 校、全定併置校は全日制、定時制それぞれ 1 校として計算し、全日制、定時制それぞれ

に計上すること。なお、本校と分校はそれぞれ 1 校として計上すること。また、単位制高校については、全日制、定時制の別に学校数を計上し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として学校数を計上すること。

(注 3) (略)

| | |
|---|---|
| <p>(P31)</p> <p>5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等</p> <p>「(c)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数」の欄を削除</p> <p>(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数</p> <p>③児童相談所, 福祉事務所 ④保健所, 精神保健福祉センター</p> <p>⑤病院, 診療所 ⑦上記以外の機関等の項目で削除</p> <p>* 削除内容はP24と同様につき図は省略</p> | <p>(P31)</p> <p>5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等</p> |
| <p>(P33)</p> <p>調査V 高等学校における中途退学者数等の状況</p> <p>(削除)</p> | <p>(P33)</p> <p>調査V 高等学校における中途退学者数等の状況</p> <p>学校基本情報</p> |
| <p>(P35)</p> <p><u>(項目削除)</u></p> <p><u>(項目削除)</u></p> | <p>(P35)</p> <p>4. 以前に高等学校を退学し, 再入学した者の数</p> <p>5. 以前に高等学校を退学し, 編入学した者の数</p> |
| <p>(P36)</p> <p>調査VI 小学校, 中学校及び高等学校における自殺の状況</p> <p>(削除)</p> | <p>(P36)</p> <p>調査VI 小学校, 中学校及び高等学校における自殺の状況</p> <p>学校基本情報</p> |
| <p>(P37)</p> <p>2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>(注3) ①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 不明: <u>周囲から見ても普段の生活と変わらず, 特に悩みを抱えている様子も見られなかった。</u> 等</p> | <p>(P37)</p> <p>2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>(注3) ①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 不明: <u>他の項目のどれにも該当しないもの。</u></p> |

(P38)
調査Ⅶ 出席停止の措置の状況
(削除)

(P38)
調査Ⅶ 出席停止の措置の状況
学校基本情報

(P41)
調査Ⅷ 教育相談の状況
(削除)

1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）

[変更前]

(P41)
調査Ⅷ 教育相談の状況
学校基本情報

1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）

| 区 分 | | 機関数(箇所) (1) | 教育相談員数(人) | | | 教 育 相 談 件 数 (件) | | | | | | | |
|--------|------------|----------------|------------|-------------|--------|-----------------|----------|----------|----------|--------|---|---|---|
| | | | (2) 本勤相談員数 | (3) 非常勤相談員数 | (4) 合計 | (5) 来所相談 | (6) 電話相談 | (7) 訪問相談 | (8) 巡回相談 | (9) 合計 | | | |
| 教育相談機関 | 教育センター・研究所 | | | | 0 | ① | | | | | 0 | | |
| | 教育相談所・相談室 | | | | 0 | ② | | | | | 0 | | |
| 合 計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | ③ | 0 | ④ | 0 | ⑤ | 0 | ⑥ | 0 |

[変更後]

| 区 分 | | 機関数(箇所) (1) | 教育相談員数(人) | | | 教 育 相 談 件 数 (件) | | | | | | | | | |
|--------|------------|----------------|------------|-------------|--------|-----------------|----------|----------|----------|----------------|---------|---|---|---|---|
| | | | (2) 本勤相談員数 | (3) 非常勤相談員数 | (4) 合計 | (5) 来所相談 | (6) 電話相談 | (7) 訪問相談 | (8) 巡回相談 | (9) 研修等を活用した相談 | (10) 合計 | | | | |
| 教育委員会 | | | | | 0 | ① | | | | | | 0 | | | |
| 教育相談機関 | 教育センター・研究所 | | | | 0 | ② | | | | | | 0 | | | |
| | 教育相談所・相談室 | | | | 0 | ③ | | | | | | 0 | | | |
| 合 計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | ④ | 0 | ⑤ | 0 | ⑥ | 0 | ⑦ | 0 | ⑧ | 0 |

「(9) SNS等を活用した相談」を追加

区分欄に「教育委員会」を追加

(注1)「教育委員会」の欄には、教育委員会に教育相談員を置いている場合、機関数(箇所)に「1」を入力し、当該相談員が受けた相談件数を記入する。なお、指導主事が教育相談員を兼ねている等、他の業務を主とした上で教育相談員の業務を兼務している職員については、教育相談員数に数えない。

(注2)～(注6) (略)

(注7) 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等を活用した相談の合計の数(⑤・⑥・⑦・⑧)は、「4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等を活用した相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数」の教育相談件数のそれぞれの形態の計(⑤・⑥・⑦・⑧)と一致すること。

2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況

教育相談件数の欄に、「SNS等を活用した相談」を追加

[変更前]

(新設)

(注1)～(注5) (略)

(注6) 電話相談・訪問相談・巡回相談の合計の数(④・⑤・⑥)は、「4. 電話相談・訪問相談・巡回相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数」の教育相談件数のそれぞれの形態の計(④・⑤・⑥)と一致すること。

| 機 関 数 (箇所) | | |
|-----------------|-------|---|
| 教 育 相 談 員 数 (人) | 常 勤 | |
| | 非 常 勤 | |
| | 計 | 0 |
| 教 育 相 談 件 数 (件) | 来 所 | |
| | 電 話 | |
| | 訪 問 | |
| | 巡 回 | |
| | 計 | 0 |

〔変更後〕

| 機 関 数 (箇所) | | |
|-----------------|-------|---|
| 教 育 相 談 員 数 (人) | 常 勤 | |
| | 非 常 勤 | |
| | 計 | 0 |
| 教 育 相 談 件 数 (件) | 来 所 | |
| | 電 話 | |
| | 訪 問 | |
| | 巡 回 | |
| | SNS等 | |
| | 計 | 0 |

(注1) (略)

(注2) 「教育相談を行っている機関」には、教育委員会、教育センター・研究所、教育委員会及び所管施設等の相談室を含む。

(注3) (略)

(注1) (略)

(注2) 「教育相談を行っている機関」には、教育センター・研究所、教育委員会及び所管施設等の相談室を含む。

(注3) (略)

(P42)

3. 来所相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数

教育委員会での来所相談件数(A)を追加

「来所教育相談件数」(D)内の「いじめに関する教育相談件数」、「不登校に関する教育相談件数」を相談内容として、「いじめを除く友人関係に関する相談」、「教職員との関係をめぐる相談」、「学業・進路に関する相談」、「家庭に関する相談」の欄を新たに設置

〔変更前〕

| 区 分 | (1) 小学生 | (2) 中学生 | (3) 高校生 | (4) その他 | (5) 計 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 教育センター・研究所での来所教育相談件数 (A) | | | | | ① 0 |
| 教育相談所・相談室での来所教育相談件数 (B) | | | | | ② 0 |
| 来所教育相談総件数 (AとBの合計) (C) | 0 | 0 | 0 | 0 | ③ 0 |
| いじめに関する教育相談件数 | | | | | 0 |
| 不登校に関する教育相談件数 | | | | | 0 |

〔変更後〕

3. 来所相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)

(単位:件)

| 区 分 | [1] 小学生 | [2] 中学生 | [3] 高校生 | [4] その他 | [5] 計 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 教育委員会での来所教育相談件数 (A) | | | | | ① 0 |
| 教育センター・研究所での来所教育相談件数 (B) | | | | | ② 0 |
| 教育相談所・相談室での来所教育相談件数 (C) | | | | | ③ 0 |
| 来所教育相談総件数 (AとBとCの合計) (D) | 0 | 0 | 0 | 0 | ④ 0 |
| いじめに関する相談 | | | | | 0 |
| 不登校に関する相談 | | | | | 0 |
| いじめを除く大人関係に関する相談 | | | | | 0 |
| 教職員との関係をめぐる相談 | | | | | 0 |
| 学業・進路に関する相談 | | | | | 0 |
| 家庭に関する相談 | | | | | 0 |

(注1) (A), (B), (C), (D)のそれぞれの計(「(5)計」の①, ②, ③, ④)は、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」の「(5)来所相談件数」の①, ②, ③, ④と一致すること。

(注1) (A), (B), (C)のそれぞれの計(「(5)計」の①, ②, ③)は、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」の「(5)来所相談件数」の①, ②, ③と一致すること。

(注2) 来所教育相談総件数の内訳で、複数の教育相談を行った場合は、該当する欄にすべて計上すること。

(注2) いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合は、「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上すること。

4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等を活用した相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数

相談区分に、「SNS等を活用した相談」を追加
 相談内数に、いじめを除く友人関係に関する相談、教職員との関係をめぐる相談、学業・進路に関する相談、家庭に関する相談の欄を追加

4. 電話相談・訪問相談・巡回相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数

[変更前]

| 区 分 | | (1) 小学生 | (2) 中学生 | (3) 高校生 | (4) その他 | (5) 計 |
|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 教育相談件数 | 電話相談 | | | | | ④ 0 |
| | 訪問相談 | | | | | ⑤ 0 |
| | 巡回相談 | | | | | ⑥ 0 |
| 内 数 | いじめに関する相談 | 電話相談 | | | | 0 |
| | | 訪問相談 | | | | 0 |
| | | 巡回相談 | | | | 0 |
| 内 数 | 不登校に関する相談 | 電話相談 | | | | 0 |
| | | 訪問相談 | | | | 0 |
| | | 巡回相談 | | | | 0 |

〔変更後〕

| 区 分 | | [1] 小学生 | [2] 中学生 | [3] 高校生 | [4] その他 | [5] 計 | |
|---------------|------------------|-------------|---------|---------|---------|-------|---|
| 教育相談専攻 | 電話相談 | | | | | ⑤ 0 | |
| | 訪問相談 | | | | | ⑥ 0 | |
| | 巡回相談 | | | | | ⑦ 0 | |
| | SMS等を活用した相談 | | | | | ⑧ 0 | |
| 内 家 | いじめに関する相談 | 電話相談 | | | | 0 | |
| | | 訪問相談 | | | | 0 | |
| | | 巡回相談 | | | | 0 | |
| | | SMS等を活用した相談 | | | | 0 | |
| | 不登校に関する相談 | 電話相談 | | | | | 0 |
| | | 訪問相談 | | | | | 0 |
| | | 巡回相談 | | | | | 0 |
| | | SMS等を活用した相談 | | | | | 0 |
| | いじめを除く友人関係に関する相談 | 電話相談 | | | | | 0 |
| | | 訪問相談 | | | | | 0 |
| | | 巡回相談 | | | | | 0 |
| | | SMS等を活用した相談 | | | | | 0 |
| 教職員との関係をめぐる相談 | 電話相談 | | | | | 0 | |
| | 訪問相談 | | | | | 0 | |
| | 巡回相談 | | | | | 0 | |
| | SMS等を活用した相談 | | | | | 0 | |
| 卒業・進路に関する相談 | 電話相談 | | | | | 0 | |
| | 訪問相談 | | | | | 0 | |
| | 巡回相談 | | | | | 0 | |
| | SMS等を活用した相談 | | | | | 0 | |
| 家庭に関する相談 | 電話相談 | | | | | 0 | |
| | 訪問相談 | | | | | 0 | |
| | 巡回相談 | | | | | 0 | |
| | SMS等を活用した相談 | | | | | 0 | |

(注1) 教育相談件数の電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等を活用した相談の計⑤, ⑥, ⑦, ⑧は, 「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計⑤, ⑥, ⑦, ⑧と一致すること。

(注2) 「いじめに関する相談」・「不登校に関する相談」・「いじめを除く友人関係に関する相談」・「教職員との関係をめぐる相談」・「学業・進路に関する相談」及び「家庭に関する相談」の件数は, 「教育相談件数」の内数で記入すること。

(注1) 教育相談件数の電話相談・訪問相談・巡回相談の計④, ⑤, ⑥は, 「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計④, ⑤, ⑥と一致すること。

(注2) 「いじめに関する相談」及び「不登校に関する相談」の件数は, 「教育相談件数」の内数で記入すること。

(P43)

5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談内容別相談件数（新設）

| 区 分 | | [1] 小学生 | [2] 中学生 | [3] 高校生 | [4] その他 | [5] 計 | |
|-------------|------------------|-------------|---------|---------|---------|-------|---|
| 教育相談件数 | 来所相談 | | | | | ③ 0 | |
| | 電話相談 | | | | | ⑩ 0 | |
| | 訪問相談 | | | | | ⑪ 0 | |
| | 巡回相談 | | | | | ⑫ 0 | |
| | EMS等を活用した相談 | | | | | ⑬ 0 | |
| 内 容 | いじめに関する相談 | 来所相談 | | | | 0 | |
| | | 電話相談 | | | | 0 | |
| | | 訪問相談 | | | | 0 | |
| | | 巡回相談 | | | | 0 | |
| | | EMS等を活用した相談 | | | | 0 | |
| | 不登校に関する相談 | 来所相談 | | | | | 0 |
| | | 電話相談 | | | | | 0 |
| | | 訪問相談 | | | | | 0 |
| | | 巡回相談 | | | | | 0 |
| | | EMS等を活用した相談 | | | | | 0 |
| | いじめを除く欠席欠校に関する相談 | 来所相談 | | | | | 0 |
| | | 電話相談 | | | | | 0 |
| | | 訪問相談 | | | | | 0 |
| | | 巡回相談 | | | | | 0 |
| | | EMS等を活用した相談 | | | | | 0 |
| | 教職員との関係をめぐる相談 | 来所相談 | | | | | 0 |
| | | 電話相談 | | | | | 0 |
| | | 訪問相談 | | | | | 0 |
| | | 巡回相談 | | | | | 0 |
| | | EMS等を活用した相談 | | | | | 0 |
| 卒業・進路に関する相談 | 来所相談 | | | | | 0 | |
| | 電話相談 | | | | | 0 | |
| | 訪問相談 | | | | | 0 | |
| | 巡回相談 | | | | | 0 | |
| | EMS等を活用した相談 | | | | | 0 | |
| 家庭に関する相談 | 来所相談 | | | | | 0 | |
| | 電話相談 | | | | | 0 | |
| | 訪問相談 | | | | | 0 | |
| | 巡回相談 | | | | | 0 | |
| | EMS等を活用した相談 | | | | | 0 | |

(P44)

6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数

(調査対象, 対象区分の変更)

- ・ 公立学校の状況を教育委員会にて記入
- ・ 小・中・高等学校

7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数

(調査対象, 対象区分の変更)

- ・ 中学校区の活動状況
- ・ 公立学校の状況を教育委員会にて記入
- ・ 小・中・高等学校

(注1) (略)

(注2) 中学校区とは、中学校別の通学区域であり、1つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するものであるが、各中学校区における全ての学校で対応実績があるかどうかにかかわらず、当該中学校区でスクールソーシャルワーカーが活動した日数を計上する。また、中学校区数の区分については、中学校区ごとに1日の活動時間数に関係なく、活動した日数の合計を記入する。

(注3) ~ (注4) (略)

(P44)

5. スクールカウンセラーの活動日数別学校数

(調査対象, 対象区分の変更)

- ・ 国公立学校の状況を教育委員会にて記入
- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校

6. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数

(調査対象, 対象区分の変更)

- ・ (新設)
- ・ 国公立学校の状況を教育委員会にて記入
- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校

(注1) (略)

(新設)

(注2) ~ (注3) (略)